

京都府林業・木材産業改善資金貸付要領

昭和 51 年 12 月 6 日

1 林 第 1211 号

令和 3 年 1 月 9 日

3 林 第 545 号

最終改正

(趣旨)

第 1 条 京都府林業・木材産業改善資金貸付事業の取扱いについては、京都府林業・木材産業改善資金貸付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところに従い実施する。

(借受者の選定)

第 2 条 借受者の選定に当たっては、この制度の趣旨に即して、適切に貸付けられるようにする必要があるため、次の事項に十分配慮して行うものとする。

- (1) 一般的に資金調達が困難であると考えられる中小規模の森林所有者、その協同組織、林業労働従事者、木材産業に属する事業を営む者等に対して、重点的に貸付けを行う。
- (2) 市町村の林業振興に関する各種計画等に沿った貸付けを行う。

(林業普及指導組織との連携)

第 3 条 林業・木材産業改善資金貸付事業は、一面、普及指導活動の経済的裏付けとなることを期しているものであるから、林業普及指導組織は、貸付け者に対し、貸付け後の事業活動について、積極的な指導援助を行うものとする。

- 2 林業・木材産業改善資金の利用見通し、貸付決定等に当たって林業普及指導組織は、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。
- 3 貸付事業の完了後においても、償還期間中は現地の巡回等を行い、貸付事業により取得等をした施設等について、目的外使用、無断貸出し、無断処分等の不適切な事例が発生しないよう借受者を指導するものとする。

(貸付資格の認定内容)

第 4 条 規程第 10 条第 1 項の各号に掲げる林業・木材産業改善措置の内容の具体的な考え方は次の各項を基本とし、申請された取組ごとに検討の上、計画の認定を行うこととする。

2 新たな林業部門の経営の開始

基本的には、育林、素材生産、製薪・炭、特用林産物生産（きのこ栽培を含む。）、育林サービス、素材生産サービス、山林種苗サービス等に区分する。

(1) 従来行っていなかった森林施業を開始する場合

育林部門であっても、従来行っていなかった森林施業を開始する場合は、新たな林業部門の経営の開始とする。施業方法区分は次の区分を基本とするが、同一の施業方法であっても、長伐期化、一伐採面積の大幅な縮小、集約化施業による高品質材の生産など、技術・経営手法が大きく異なるものを開始する場合は、従来行っていなかった施業方法の開始とする。

また、新たに森林認証を受けて施業を実施する場合も、従来行っていなかった施業方法の開

始に含むこととし、施業方法の区分は、育成単層林施業、育成複層林施業、天然林施業とする。

(2) 従来行っていなかった素材生産事業（造林事業）を開始する場合

従来行っていなかった素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門の事業を開始する場合とする。

また、素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門であっても、従来行っていなかった長期の受・委託等の契約により造林事業又は素材生産事業を行う場合は、新たな林業部門の開始に含むこととする。

(3) 従来行っていなかった特用林産物生産の開始

新たに特用林産物の生産を開始する場合及び従来行っていなかった品種の生産を開始する場合で、従来の技術・経営手法では対応できないものを対象とする。

また、原木栽培から施設栽培などへの切り替え等、技術・経営手法が大きく異なるものへ切り替える場合も、新たな特用林産物生産の開始に含むこととする。

3 新たな木材産業部門の経営の開始

基本的には、一般製材、単板製造、床板製造、木材チップ製造、造作材製造、合板製造、集成材製造、建築用木製組立材料製造、パーティクルボード製造、銘板・銘木製造、木材卸売、木材市場等に区分する。

(1) 従来行っていなかった木材製品の生産の開始

新たに木材製品、（集成材用ラミナ、単板、床板、集成材、プレカット材、耐火性等の優れた製品等）の生産を開始する場合とするが、同一の木材産業部門であっても、生産体系、資本装備等が大きく異なるものは別の区分とすることができるものとする。

(2) 従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の経営の開始

新たに木材卸売業又は木材市場業の経営を開始する場合とするが、同一の木材卸売業又は木材市場業であっても、経営手法、資本装備等が大きく異なるものを開始する場合は、新たに木材卸売業又は木材市場業の経営の開始に含むこととする。

4 林産物の新たな生産方式の導入

(1) 生産性の向上、品質の向上等に資する機械・施設の新たな導入

生産工程の改善を図り、生産性の向上、品質の向上等を図るため、高能率の機械・施設を新たに導入する場合とし、含水率等の品質の検査用機械、焼却炉、木質バイオマス発電施設の導入も含むこととする。

なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて生産性の向上、品質の向上等が図られる場合に限ることとする。

(2) 生産性の向上、品質の向上等に資する事業実施方式の新たな導入

生産性の向上、品質の向上等を図るため、施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし方式による素材生産等の新たな生産方式を導入する場合を対象とする。

ただし、一体的に整備すべき森林で、施業が効率的に行われる場合に限る。

5 林産物の新たな販売方式の導入

(1) 林産物の流通コストの削減、林産物の安定的な販路の確保、林産物の付加価値向上を図るための新たな販売方式の導入

林産物の流通コストを削減するため、ITを活用して行う素材の直送方式による販売を実施する方式、素材の安定的な販路を確保するため、木材製造業者と長期の安定供給の契約等

を締結し、相当量の立木をまとめて購入して素材の生産・販売を行う方式、森林認証を受けた森林から生産される木材を付加価値を高めて販売するため、加工過程の認証を受けて製材品を販売する方式等、従来の技術・経営手法では対応できない新たな販売方式を導入する場合とする。

(2) 販売量の拡大や販売コストの低減に資する林産物の流通用機械・施設の新たな導入

流通の改善を図り、販売量の拡大や販売コストの削減を図るため、高能率の流通用機械・施設を導入する場合とする。

なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて販売量の拡大や販売コストの低減が図られる場合に限ることとする。

6 林業労働に係る安全衛生施設の導入

林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設の導入

防振装置付きチェーンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設等の機械・施設を導入する場合とする。

7 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等の導入
休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設（シャワー又はトイレを備えた車両を含む。）等の施設を導入する場合とする。

8 知事は、あらかじめ国から認定を受けた中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条第 3 項の認定農商工等連携事業計画に、支援措置であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する内容が含まれる場合には、認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「認定中小企業者等」という。）の行う当該措置を改善措置とみなし、当該認定中小企業者に対し林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

(1) 林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

認定中小企業者等が連携先の林業従事者等に代わって当該林業事業者等の行う林業経営又は木材産業経営に必要な施設を設置し、又は立木を取得し、当該林業従事者等に提供することをいう。この施設は、例えば、プロセッサ、タワーヤーダー等の林業機械や集成材製造施設、人工乾燥施設等の林産物の加工に用いられる機械等である。

なお、連携先の林業従事者等が団体（森林組合、森林組合連合会、森林組合の出資する子会社等）である場合には、この連携先の林業従事者等とは、その団体の直接又は間接の構成員である林業従事者等のうち当該認定農商工等連携事業を実施する者を含む（以下(2)及び(3)において同じ。）

(2) 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得（以下「改良等」という。）

認定中小企業者等が連携先の林業従事者等の林産物を原料又は材料として相当程度取り扱うことにより、当該林業従事者等の改善措置を支援する効果を有する加工の用に供する施設の改良等をいう。

この相当程度の具体的な判断基準については、当該加工施設において取り扱う林産物のうち連携先の林業従事者等の林産物が占める割合が事業初年度において概ね 30%以上とし、農商工等連携事業計画の実施期間内に概ね過半となることとする。また、同計画を確実に実施する観点から、以下のア及びイのすべての要件を満たすものとする。

ア 連携先の林業従事者等が、農商工等連携事業を実施するために新規又は拡大して林産物を生産する場合には、認定中小企業者等は、その新規又は拡大して生産された林産物を可能な限り引き受けること

イ 認定中小企業者等と連携先の林業従事者等とは、安定的な取引関係を構築するため、農商工等連携事業を実施する期間は、取引契約を継続すること。

なお、ア及びイの要件を満たさない場合において、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）第 9 条第 1 号の貸付金の目的外使用に該当するときは、同条の規定に基づき、期限前償還を請求することがある。

(3) 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

連携先の林業従事者の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等のことをいう。この「相当程度」の要件については、上記(2)のア及びイの規定を準用する。

9 知事は、あらかじめ国から認定を受けた地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。）第 9 条第 1 項に規定する認定総合化事業に、同法第 5 条第 4 項第 2 号に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置を改善措置とみなし、同法第 6 条第 3 項の促進事業者に対し林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

(貸付ける資金の種類)

第 5 条 規程第 10 条に基づき、資格認定申請書と併せて提出される貸付申請書の対象となる資金の種類は次のとおりである。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 造林に必要な資金
- (3) 立木の取得に必要な資金
- (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- (5) 森林について、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
- (8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

- (9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
- (10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (12) (4)から(12)に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方法の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

(貸付ける資金の取扱い)

第6条 前条第4号に規定する「立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金」とは、立木の伐採又は搬出を行うのに必要な費用で、具体的には、林業機械・施設の使用料（機械・施設の償却費、整備費、燃料費）、資材費及び作業労賃とし、いわゆる集材路の開設又は改良に必要な費用は貸付対象となるが、恒久的な工作物となるような作業路の開設又は改良に必要な費用は貸付対象外とする。

なお、林業機械・施設の使用料や労賃については、自家保有の機械・施設及び自家労働に係る労賃も貸付の対象となるが、この場合、自家労働に係る労賃の算出に当たっては、雇用労働に係る労賃を上回らないものとし、自己保有の機械使用料と併せて、府が設定する統一的な単価を基準とする。

第7条 第5条第5号に規定する「森林について、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金」とは、意欲をもって効率的に生産活動に取り組む林業者への施業や集約化方策の一つとして、意欲ある林業家が森林について長期にわたる賃借権や使用及び収益権を取得する場合に、それに要する経費をあらかじめ支払うのに必要な資金とする。

第8条 第5条第6号に規定する「林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額を一時に支払うのに必要な資金」とは、林業生産及び木材加工等の分野において、その生産性や品質の向上等を図るために高能率の機械・施設を導入する一つの方法として、当該機械等に係る賃借権を取得することにより行う場合に、当該賃借権の存続期間に対する賃借料の全額を一時に支払うのに必要な資金とする。

ただし、機械・施設等を短期のリース方式で一時的に導入する場合は、その効果が長期にわたるものではないことから、「経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金」とは考えられないことから、本資金の貸付対象外とする。

第9条 第5条第7号に規定する「森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金」とは、森林施業を意欲ある林業者へ集約化するために、森林所有者が意欲ある林業者へ施業や立木の管理を長期的に委託することを促進する方法として、森林所有者がこれに要する経費を支払うのに必要な資金とする。

なお、森林の施業又は立木の管理の具体的な内容としては、間伐、保育その他の施業の実施、巡視、立木の現況把握及び境界保全並びにこれらに必要な管理歩道の開設・改良等の準備作業、台帳類の作成、委託者への報告等とする。

第 10 条 第 5 条第 8 号に規定する「能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金」とは、林業経営又は木材産業経営の改善を実施するに当たり、能率的な林業・木材産業に係る技術や新たな経営手法を習得するために必要な研修を受講するのに必要な資金であり、研修の具体的な内容については、能率的な林業・木材産業に係る技術や経営方法を習得するものであれば特に制約は設けないこととする。

ただし、林業労働従事者が自らの研修費用を借り入れる場合は、林業又は木材産業経営の改善に伴うものとは考えられないことから、本資金の貸付対象外とする。

第 11 条 第 5 条第 9 号に規定する「林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金」とは、新たな事業の開始あるいは生産方式等の導入に当たり、必要となる専門的知識についてコンサルタントを受けるために必要な資金であり、コンサルタントの具体的な内容は、新たな事業の開始あるいは生産方式等の導入に伴い必要となる専門的なものであれば、特に制約は設けないこととする。

第 12 条 第 5 条第 10 号に規定する「林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金」とは、次のとおりとする。

- (1) 経営の改善に必要な調査については、森林調査、需要調査等とする。
- (2) 通信・情報処理機材については、パソコン・オフコン及びその周辺機器、そのハードを稼働させるためのソフト（OS 等）、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要なソフト等の取得とする。

第 13 条 第 5 条第 11 号に規定する「営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金」とは、新たな林産物の生産方式を導入して、品質や売上の向上等を効果的に実施できる商標権の取得や新たな製品開発のための研究開発に必要な費用について、営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金とする。

なお、森林認証については、その取得に要する費用は一時的に発生するものであるが、林業経営に対する効果は、その後もしばらくの間は発現するものであると考えられることから、これに要する経費については、会計処理上、繰延資産に計上し得るものと考え、貸付の対象とする。

第 14 条 第 5 条第 12 号に規定する「その他の費用」とは、資材費、機械・施設の修理費、検査費等とする。

なお、林業・木材産業改善措置として機械・施設を導入した場合に資金不足が懸念される事業の立ち上がり期の一定期間における燃料、加工用原料等の資材費その他の費用を初度的経費として貸付の対象とする。

(保証人)

第 15 条 規程第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める連帯保証人の数は、別表 1 の基準によるものとする。

- 2 保証債務は、民法第 447 条の規定により、主たる債務に関する違約金等すべてその債務に従うものを包含する。
- 3 連帯保証人は、前項の保証能力を有するものであって、原則として、借受者と同一市町村内に住所地を有するものとする。
- 4 相保証は認めないものとする。
- 5 生計を同一とする連帯保証人は、認めないものとする。
- 6 保証契約の締結に当たり保証意思の確認のための公正証書を作成する場合には、借受者及び連帯保証人は府に当該公正証書の写しを提出するものとする。

(事務の委託)

第 16 条 規程第 8 条に規定する事務の委託については、別に定める。

(償還期間及び据置期間)

第 17 条 規程第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める償還期間及び据置期間については、原則として、これを年計算でもって定めることとするが、償還期日を統一するため、1 月未満の範囲内で短縮できるものとする。

- 2 機械又は器具の購入費用を貸付けの内容とする貸付金の償還期間及び据置期間は、その貸付けの実行の際、規程第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める期間を限度とし、当該機械又は器具の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令）の範囲内で定めるものとする。

(貸付けの申請)

第 18 条 規程第 9 条第 4 項で定めるやむを得ない理由により、申請書を規程第 9 条第 2 項で定める京都府広域振興局等（以下「広域振興局等」という。）又は農林水産部林業振興課に直接提出できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規程で定める森林組合の組合員でない場合であっても、極力森林組合等で取扱うよう指導するものとするが、どうしても森林組合で取扱うことが、困難である場合は、直接広域振興局等に提出させることができるものとする。
 - (2) 森林組合又は市町村、財産区、地方公共団体の一部事務組合（当該組合の事業区域が 2 以上の広域振興局等にまたがる場合を除く。）が借受者となる場合は直接、広域振興局等に提出するものとする。
 - (3) 京都府森林組合連合会等、管轄する広域振興局等が 2 以上となる場合にあっては、直接農林水産部林業振興課に提出するものとする。
- 2 規程第 9 条第 3 項に掲げる資格認定の参考となる資料等は、次の資料とする。ただし、必要により追加資料の提出を求めるものとする。
- (1) 借受者が個人である場合及び連帯保証人については、別に定める概要調書、国・府・市町村税の滞納がないことを証明する資料。
 - (2) 借受者が法人である場合は、償還の方法、登記簿謄本（森林組合、市町村、財産区等を除く

く)、理事会議事録、前年度決算書及び前月の試算表。

(3) 借受者が人格なき社団の場合は、代表者については(1)の概要調書及び役員会の議事録、前年度の決算書、構成員の名簿。

(4) 借受者が未成年者の場合は、親権者又は後見人の同意書。

3 林業木材産業改善資金の貸付を受けようとする認定中小企業者は、あらかじめ国から認定を受けた農商工等連携事業計画を貸付資格認定申請書に添えて、知事に提出するものとする。

4 貸付申請書を提出するにあたり、借受者及び連帯保証人は、次の書類を提出するものとする。

(1) 要領第20条第1項第2号に規定する住所変更の報告が履行されない場合においては、市町村等に借受者及び連帯保証人の所在調査を実施することに同意する同意書。

(2) 債務の履行がなされない場合においては、地方公共団体、金融機関、その他債務者等に金銭又は物品を給付する者等に借受者及び連帯保証人の財産・所得調査を実施することに同意する同意書。

(事業着手及び事前着手)

第19条 貸付申請に係る事業の着手は、貸付決定を受けた後とする。ただし、知事が緊急かつ必要性が高いと認めた貸付対象については、次に定める手続きをして、貸付決定前に事業に着手することができる。

(1) 貸付申請後事業着手1箇月前までに、林業・木材産業改善資金事業事前着手申請書（以下「事前着手申請書」という。）を貸付申請書を提出した森林組合等を経由して、広域振興局等に提出し、知事の承認を得るものとする。

2 広域振興局等の長は、前項の事前着手申請書の提出があったときは、当該事業着手についての意見を付して、知事に送付するものとする。

3 知事は、第1項の事前着手申請書の提出があったときは、林業・木材産業改善資金運営協議会等の意見を参考にして審査し、林業・木材産業改善資金対象事業として、事前着手が適当であると認められる場合には、一定の条件を付して、事前着手を承認するものとし、林業・木材産業改善資金事業事前着手承認書を申請者に送付し、その旨を、広域振興局等の長及び委託事務処理機関に通知するものとする。

(借受者及び連帯保証人の死亡等の報告)

第20条 借受者又はその債務継承人（以下、「借受者等」という）は、次の各号のいずれかに該当する事実があったときには、その旨を30日以内に林業・木材産業改善資金重要事項報告書より、貸付申請書と同様の機関を経由して知事に報告するものとする。借受者等がこの報告を故意に著しく遅らせた場合には、期限前償還を行わせるものとする。

(1) 借受者が死亡又は解散したとき。

(2) 借受者又は連帯保証人の住所又は勤務先に変更があったとき。

(3) 連帯保証人が、死亡、破産、廃業等により保証能力を失ったとき。

2 知事は前項の規定により重要事項報告書を受け取ったときは、この内容を検討し、規程第17条に準じて直ちに必要な指示を借受者等に行うものとする。

(償還金の納入通知及び償還の方法)

第 21 条 知事は、納入通知書（組番号 1～3）（以下「納入通知書」という。）を納入期限の 15 日前までに、事務委託機関を経由して、当該借受者に交付する。

2 当該借受者は、償還金を納入通知書の納入期限までに、金融機関（農協）を通して償還するとともに、納入通知書に当該金融機関（農協）の出納日付印の押印を受け、納入通知書組番号 3 については、貸付申請書を提出した森林組合に、納入通知書組番号 1 及び 2 については当該金融機関（農協）を通して事務委託機関に、それぞれ送付するものとする。

3 当該借受者が、納入期限を過ぎて償還金を償還する場合には、事務委託機関は規程第 23 条に定める違約金を計算し、償還金とあわせて納入するものとする。

4 事務委託機関は、償還金等の収納を確認のうえ、納入通知書組番号 1 に領収日付印を押印し、当該借受者に送付するものとする。

5 第 3 項により納入された違約金が定められた額に満たない場合には、事務委託機関は当該借受者に、違約金に係る納付書を送付し当該借受者は、当該納付書により違約金を納入するものとする。違約金の納入にあたっては、第 2 項を準用するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 22 条 規程第 16 条に規程するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害（暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう、火災、盗難等を含む。）

(2) 借受者の償還能力に影響を及ぼす度合いの強いとみられる借受者（そのものが団体である場合は、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷。

2 前項各号に掲げる場合であっても、貸付金の償還が著しく困難であると認められないときは、償還猶予は行わないこととする。

3 規程第 16 条による知事が指定する証明書は、別表 2 に定めるとおりとする。

（補助残融資の取扱い）

第 23 条 本資金は、補助金及び一般の林業関係制度融資のいずれでもない、奨励制度ともいうべきものであり、補助行政によらないで、林業従事者等の自主性を助長することを基本としているので、国の補助事業の補助残融資として使用することはできない。

また、府の単独補助事業の補助残融資についても使用することはできない。

（貸付金額の限度の承認）

第 24 条 規程第 3 条に定める知事が農林水産大臣と協議する場合には、その承認を受けようとする者が、別記第 1 号様式に準じた様式により、所管する広域振興局等を経由して知事に提出するものとする。

（担保設定の手続き）

第 25 条 規程第 7 号第 1 項にいう担保物件は土地等とし、知事が担保を必要と認めたときには借受者に担保設定請求書により通知し、借受者は抵当権設定登記承諾書及び抵当権設定契約書及び抵当物件評価計算書各 2 通並びに当該地番の登記簿謄本 1 通をすみやかに貸付申請書を提出した

森林組合等を経由して、広域振興局等に提出するものとする。

- 2 広域振興局長等は、借受者から提出された抵当権設定登記承諾書等に記載された物件について登記の有無等の調査を行うとともに、抵当物件評価計算書の適否判定のうえ、知事に進達するものとする。
- 3 知事は、借受者から提出された抵当権設定登記承諾書等に記載された物件についてすみやかに囑託登記を行うとともに、提出された抵当物件が債権額を保証する物件でないと認めたとき又は担保の追加の必要を認めたときには、借受者に追加担保設定請求書により通知するものとする。追加担保設定に当たっての借受者及び広域振興局等の手続きは第1項及び第2項を準用する。

(様式)

第26条 規程及びこの要領に定める様式は別記様式一覧によるものとする。

附 則（令和3年11月9日付け3林第545号）

この規程は、令和3年11月9日から施行する。

別表 1

貸付金額	保証人の数
500万円 未満	1人以上
500万円 以上	2人以上

別表 2

理由	知事が指定する者の証明書
災害（火災、盗難を除く）	市町村長等
災害（火災、盗難）	警察署長等
借受人、親族の死亡	市町村長
借受人、親族の疾病、負傷	医師